

被災地ボランティア活動を支える新制度が始まりました

みよし市被災地ボランティア活動事業補助金(令和 8 年 8 月 1 日施行)

1 制度について

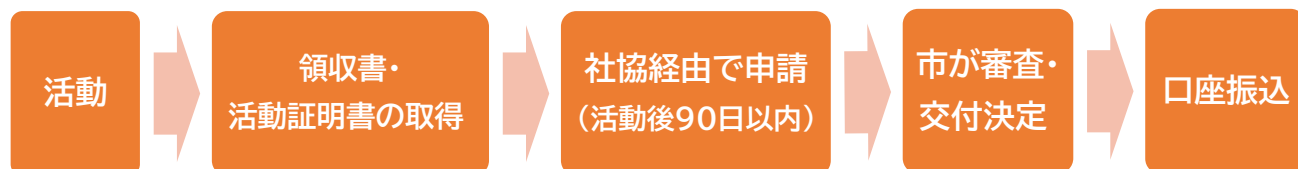
みよし市では、被災地でボランティア活動を行う市民等の宿泊費・交通費(1 人最大 40,000 円)を補助する制度を創設しました。

2 対象者	3 対象活動
①市民 ②構成員の半数以上が市民を含む団体(グループ)に属する、市内在勤・在学の人 ①・②共通:社協のボランティア登録している人	・災害救助法適用地域での活動 ・現地社協・災害ボランティアセンター・NPO・その他団体等の要請、受け入れ了承があるもの ※同様の補助金と重複している場合は対象外とします。

4 補助内容

宿泊費: 	1 泊:実費又は 9,500 円を比べて低い額 ※対象地域の県内・隣接県内の旅館業施設
交通費: 	公共交通機関:実費 自家用車:燃料代実費、(不明な場合は、みよし市役所から対象地域の市区町村役場までの移動距離について、1km 当たり25円を乗じて得た額)+有料道路利用料(無償制度対象区間以外) ※団体(グループ)は人数で按分
上限額	40,000 円(宿泊費+交通費) ※同一災害につき 1 人 1 回限り

5 申請の流れ ※申請は対象者 1 人ごと



6 皆さまへのお願い

- ・ **みよし市社会福祉協議会で、事前のボランティア登録とボランティア保険の加入をおすすめします。**
(現地に着いてすぐ活動でき、被災地での事務局負担も減らせます。現地に向かう道中の補償も対応できます。)
- ・ 活動前のボランティア保険(天災タイプ推奨)加入をおすすめします。
- ・ **ボランティア活動は食事・宿泊など自己完結をお願いします。**

7. 問い合わせ・登録先

内容	連絡先
制度・申請に関すること	みよし市 福祉部福祉課 TEL 0561-32-8010
ボランティア登録に関すること	みよし市社会福祉協議会 TEL 0561-34-1588